令和4年余市町議会第4回定例会会議録(第1号)

開 会 午前10時00分 延 会 午後 2時28分

〇招 集 年 月 日

令和4年12月13日(火曜日)

〇招集の場所

余市町議事堂

〇開 会

令和4年12月13日(火曜日)午前10時

〇出 席 議 員 (18名)

余市町議会議長 3番 中 井 寿夫 余市町議会副議長 土 屋 美奈子 8番 余市町議会議員 野 呂 栄 1番 豊 IJ 2番 吉 田 IJ 4番 藤 野 博 5番 内 海 博 IJ 庄 IJ 6番 巖 龍 Щ 本 IJ 7番 正 行 IJ 9番 岸 本 好 且 10番 彫 谷 吉 英 茅 根 英 昭 11番 IJ 藤 IJ 12番 近 徹 哉 IJ 13番 安 久 莊一郎 14番 大 物 翔 IJ 15番 中 谷 栄 利 IJ 16番 Ш 栄美子 IJ 白 IJ 17番 寺 田 進

18番

伊

藤正明

〇欠 席 議 員 (0名)

〇出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔 町 副 長 邊 渡 郁 尚 総 務 部 長 髙 橋 伸 明 務 課 総 長 増 田 豊 実 画 政 策 課 長 部 弘 亨 企 团 地域協働推進課長 北 島 光 貴 財 政 課 長 髙 田 幸 樹 税 務 課 長 中 島 豊 民 生 長 原 道 部 篠 憲 福 祉 課 長 中 島 紀 孝 芹 子育て・健康推進課長 Ш かおり 保 険 課 長 橋 端 良 平 大 環 境 対 策 課 長 森 直 也 農 林 水 奈 良 産 課 長 論 観 黒 雅 文 商 工 光 課 長 小 千 建 設 水 道 部 長 葉 雅 樹 建 設 課 成 田 文 明 まちづくり計画課長 庄 木 淳 下 水 道 課 長 樋 П 正 人 道 課 之 水 長 紺 谷 友 会計管理者 (併) 会計課長 須 貝 達 哉 農業委員会事務局長 濱 Ш 龍 教育委員会教育長 坂 伸 前 也 教 育 部 中 村 利 美 学 校 教 育 課 長 内 田 真樹子 社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長 石川智子

〇事務局職員出席者

 事 務 局 長 羽 生 満 広

 主 任 細 川 雄 哉

 書 山 内 千 洋

〇議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定議長の諸般報告行政報告
- 第 3 令和4年余市町議会第3回定例会付 託 認定第 1号 令和3年度余市 町水道事業会計決算認定について (令和3年度余市町水道事業会計決 算特別委員会審査結果報告)
- 第 4 令和4年余市町議会第3回臨時会付 託 認定第 1号 令和3年度余市 町一般会計歳入歳出決算認定につい て
- 第 5 認定第 2号 令和3年度余市町介 護保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 第 6 認定第 3号 令和3年度余市町国 民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について
- 第 7 認定第 4号 令和3年度余市町後 期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について
- 第 8 認定第 5号 令和3年度余市町公 共下水道特別会計歳入歳出決算認定 について(以上5件、令和3年度余 市町各会計決算特別委員会審査結果 報告)
- 第 9 議案第 1号 令和4年度余市町一

般会計補正予算(第5号)

- 第10 議案第 2号 令和4年度余市町公 共下水道特別会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第 3号 令和4年度余市町水 道事業会計補正予算(第3号)
- 第12 議案第 8号 余市町職員給与条例 及び余市町会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例案
- 第13 議案第12号 余市町議会議員の議 員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例案
- 第14 議案第13号 余市町特別職の職員 の給与及び旅費並びにその支給方法 に関する条例及び余市町教育長の給 与及び勤務時間等に関する条例の一 部を改正する条例案

第15 一般質問

開 会 午前10時00分

O議長(中井寿夫君) ただいまから令和4年余 市町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立 いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審 査結果報告6件、議案13件、他に一般質問と議長 の諸般報告並びに行政報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号13番、安久議員、議席番号14番、大物議員、議席番号15番、中谷議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を 議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

O16番(白川栄美子君) 令和4年余市町議会第 4回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員 会室におきまして議会運営委員会が開催されまし たので、その審議経過並びに結果につきまして私 からご報告申し上げます。

委員6名の出席の下、さらに説明員として渡邊 副町長、髙橋総務部長、増田総務課長の出席があ りましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審 査結果報告6件、議案13件、一般質問は8名によ ります12件、他に議長の諸般報告と行政報告でご ざいます。

会期につきましては、本日より12月15日までの 3日間と決定しましたことをご報告申し上げま す。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、 省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。 令和4年余市町議会第3回定例会付託に関わる 日程第3、認定第1号 令和3年度余市町水道事 業会計決算認定についてにつきましては、令和3 年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果 報告でありますので、即決にてご審議いただくこ とに決しました。

令和4年余市町議会第3回臨時会付託に関わる 日程第4、認定第1号 令和3年度余市町一般会 計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第 2号 令和3年度余市町介護保険特別会計歳入歳 出決算認定について、日程第6、認定第3号 令 和3年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について、日程第7、認定第4号 令和3 年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について、日程第8、認定第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、令和3年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 令和4年度余市町一般 会計補正予算(第5号)につきましては、即決に てご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 令和4年度余市町公共 下水道特別会計補正予算(第1号)につきまして は、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 令和4年度余市町水道 事業会計補正予算(第3号)につきましては、即 決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第8号 余市町職員給与条例及 び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例案につきまして は、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第14、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、一般質問は、8名による12件です。 日程第16、議案第4号 余市町情報通信技術を 活用した行政の推進に関する条例案につきまして は、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第5号 地方公務員法の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す る条例案につきましては、即決にてご審議いただ くことに決しました。 日程第18、議案第6号 余市町職員の定年等に 関する条例の一部を改正する条例案につきまして は、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第7号 職員の高齢者部分休業 に関する条例案につきましては、即決にてご審議 いただくことに決しました。

日程第20、議案第9号 余市町手数料徴収条例 の一部を改正する条例案につきましては、即決に てご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第10号 余市町重度心身障害者 及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例案につきましては、所管の民 生環境常任委員会に閉会中といえども審査、調査 のできることを付け加え、付託することに決しま した。

日程第22、議案第11号 余市町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例案につきましては、議 長を除く議員17名で構成する余市町国民健康保険 税条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえど も審査、調査のできることを付け加え、付託する ことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、 それらの案件が提出されました時点で議会運営委 員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

また、今期定例会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされたことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

O議長(中井寿夫君) ただいま委員長から報告 のとおり、今期定例会の会期は本日から15日まで の3日間といたしたいと思います。これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から15日まで の3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項 の規定により説明員として通知のありました者は お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願 います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

〇議長(中井寿夫君) 次に、諸般の報告をいた します。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご 了承願います。

次に、去る11月9日、東京NHKホールにおいて第66回町村議会議長全国大会、併せて第47回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、来賓として細田衆議院議長、長浜参議院副議長、柘植総務副大臣、和田内閣府副大臣、遠藤自由民主党総務会長、荒木全国町村会長、他に各地方選出国会議員を迎え、お手元に配付の大会決議並びに特別決議等が採択されましたことをご報告申し上げます。

次に、去る11月10日、後志町村議会議長会による北海道横断自動車道の早期整備に関する要望活動が実施され、お手元に配付の内容のとおり関係省庁、道内選出国会議員に要請しておりますので、ご報告いたします。なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長(中井寿夫君) 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

〇町長(齊藤啓輔君) 区会の分割について行政 報告を申し上げます。

余市町の区会制度につきましては、町民の生活 文化の向上と地域住民の融和、親睦を図る目的で 昭和30年4月、余市町総合建設協議会規則の施行 により町内に逐次区会が設立され、昭和35年12月 には40区会の組織によります余市町区会連合会が 発足を見たものであります。その後豊浜鉱山区会、 豊丘鉱山区会の2区会廃止、市街地発展による新 設区会2区会、分割設立8区会を経て、現在では 48区会をもって余市町区会連合会が組織、運営さ れているところであります。

黒川町八幡区会におきましては、昭和58年に黒 川町第7区会から分割され、平成9年には世帯数 の増加から都市計画決定道路登川線の北部を共栄 区会として分割しました。その後世帯数の増加が 著しく、令和4年1月時点で567世帯となってお り、今後さらに増加が予想される地域でございま す。区会の分割につきましては、自主的な組織体 であります区会の総意に基づくことが第一義であ ります。

こうした中で、黒川町八幡区会におきましては 平成31年の区会総会で分割に係る準備委員会の設 置が承認され、分割についての審議を経て、令和 4年の区会総会において黒川町18丁目を分割する ことについて承認されました。これを受け、区会 分割に関する承認申請が提出され、令和4年度の 余市町区会連合会定期総会書面開催において住民 の意向、単位区会としての運営、地域的な条件等 各般にわたり協議、検討がなされた結果、分割に ついて全会一致で賛意を得ましたので、令和5年 1月1日付をもって余市町区会設置規則第1条別 表の改正を行い、黒川町八幡区会を黒川町18丁目 区会と黒川町八幡区会に分割し、区会の総数を 49区会といたしますので、議員各位におかれましても特段なるご理解をお願い申し上げ、行政報告といたします。

なお、改正後の別表は次のとおりになりますの で、ご高覧を賜りたいと存じます。

O議長(中井寿夫君) 以上で町長からの行政報告を終わります。

〇議長(中井寿夫君) 次に、令和4年第3回定 例会において付託に関わる日程第3、認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定につい てを議題といたします。

この際、令和3年度余市町水道事業会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

O10番(彫谷吉英君) ただいま上程されました 令和4年余市町議会第3回定例会において令和3 年度余市町水道事業会計決算特別委員会設置付託 に関わる認定第1号 令和3年度余市町水道事業 会計決算認定について、その審査の経過並びに結 果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和4年9月28日開催の本会 議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員 長の選任が行われた結果、委員長に不肖私彫谷が、 副委員長に山本委員が選任されました。

実質審議につきましては、令和4年11月24日、 1日間で審議を終えた次第であります。なお、委 員の出席及び説明員の出席状況につきましては、 お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載の とおりであります。また、審査の経過につきまし ては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員 全員で構成する特別委員会でありますので、省略 させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。認定 第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定 については、採決の結果、起立多数で原案のとお り認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたこと

をご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。 〇議長(中井寿夫君) 委員長の報告が終わりま した。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、令和4年第3回臨時会において付託に関わる日程第4、認定第1号令和3年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題といたします。

この際、令和3年度余市町各会計決算特別委員 会委員長から審査結果の報告を求めます。

O9番(岸本好且君) ただいま上程されました 令和4年余市町議会第3回臨時会において、令和 3年度余市町各会計決算特別委員会設置付託に関わる認定5件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和4年11月4日開催の本会 議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員 長の選任が行われた結果、委員長に不肖私岸本が、 副委員長に寺田委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。 また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、 認定第1号 令和3年度余市町一般会計歳入歳出 決算認定については、採決の結果、起立多数で原 案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和3年度余市町介護保険 特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結 果、起立多数で原案のとおり認定することに決し ました。

次に、認定第3号 令和3年度余市町国民健康 保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決 の結果、起立多数で原案のとおり認定することに 決しました。

次に、認定第4号 令和3年度余市町後期高齢 者医療特別会計歳入歳出決算認定については、採 決の結果、起立多数で原案のとおり認定すること に決しました。

次に、認定第5号 令和3年度余市町公共下水 道特別会計歳入歳出決算認定については、採決の 結果、起立多数で原案のとおり認定することに決 しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。 〇議長(中井寿夫君) 委員長の報告が終わりました。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和3年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第2号 令和3年度余市町介護保 険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長 の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするも

のです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第3号 令和3年度余市町国民健 康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委 員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするも のです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号 令和3年度余市町後期高 齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、 委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするも のです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第5号 令和3年度余市町公共下 水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員 長の報告のとおり認定されました。

暫時休憩します。

再開 午前10時40分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

〇議長(中井寿夫君) 日程第9、議案第1号 令 和4年度余市町一般会計補正予算(第5号)を議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました 議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算 (第5号) について、その概要を説明申し上げま す。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等による人件費の整理と新型コロナウイルス感染症の影響に伴い生じた各種事業の不用額の整理、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加、過年度分の国庫負担金等の精算に伴う返還金、支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額、原油価格高騰の影響により不足が見込まれる各公共施設の燃料費等の補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金とふるさと納税取扱業務委託料等の補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、支給決定者の増加に伴 う更生医療給付費の補正計上を行ったものでござ います。

衛生費におきましては、北後志における救急医療体制維持のための余市協会病院に対する補助金の補正計上を行ったものでございます。

商工費におきましては、余市町中小企業振興条 例に基づく中小企業振興事業補助金の補正計上を 行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額6億4,589万2,000円を既定予算に追加した予算総額は111億5,681万円と相なった次第であります。

以上、ご提案いたしました補正予算(第5号)について、その概要をご説明申し上げましたが、 詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げ ますので、よろしくご審議、ご決定賜りますよう お願い申し上げます。

〇財政課長(高田幸樹君) 議案第1号 令和4 年度余市町一般会計補正予算(第5号)。

令和4年度余市町の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,589万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億5,681万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。 歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。下段でございます。歳出のうち各款、 各目に計上の2節給料から4節共済費までにつきましては、人事院勧告並びに職員の人事異動に伴います経費の増減について整理したものでございます。つきましては、職員の人件費の整理ということで説明は省略させていただきます。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額404万5,000円の減、8節旅費404万5,000円の減につきましては、コロナ禍に伴う旅費の減額計上でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、

補正額3,964万円の減、1節報酬340万円につきましては、会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。10節需用費40万円につきましては、役場庁舎に係る光熱水費の補正計上でございます。

4目財産管理費、補正額1億9,123万7,000円、24節積立金1億9,123万7,000円につきましては、 寄附による社会福祉施設等建設基金積立金32万 2,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金1 億9,090万5,000円、図書整備基金積立金1万円の 補正計上でございます。

5目企画費、補正額2億9,800万円につきまして は、ふるさと納税に係る事業経費として11節役務 費400万円、12節委託料2億7,700万円、13節使用 料及び賃借料1,700万円の補正計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額 5,314万9,000円、内訳でございますが、10節需用 費50万円につきましては、公共施設の感染防止対 策に係る消耗品費の補正計上でございます。11節 役務費25万9,000円と19節扶助費1,330万円につき ましては、福祉灯油助成事業に係る補正計上でご ざいます。福祉灯油助成につきましては、低所得 者への生活支援という事業趣旨が新型コロナウイ ルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の該当と なることから、昨年度同様本目に計上し、実施す るものでございます。12節委託料3,500万円につき ましては、子どもの体験の場創出促進事業の補正 計上でございます。22節償還金利子及び割引料 409万円につきましては、令和3年度子育て世帯生 活支援特別給付金事業費国庫補助金返還金355万 円と事務費国庫補助金返還金54万円の補正計上で ございます。

次のページをお開き願います。2款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、 補正額562万円につきましては、人件費の整理でご ざいます。 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額2,612万円につきましては、人件費の整理でございます。

6目心身障害者対策費、補正額7,333万3,000円、19節扶助費7,333万3,000円につきましては、更生 医療給付助成費1,218万4,000円と障害福祉サービ ス費等給付費6,114万9,000円の補正計上でござい ます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、 補正額719万5,000円、22節償還金利子及び割引料 719万5,000円につきましては、いずれも令和3年 度国庫支出金、道支出金の返還金の計上でござい ます。内訳でございますが、子どものための教育 ・保育給付費国庫負担金返還金582万2,000円、子 育てのための施設等利用給付費国庫負担金返還金 4万円、同じく道費負担金返還金2万円、子ども ・子育て支援交付金国庫補助金返還金131万 3,000円の補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額751万5,000円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。18節負担金補助及び交付金1,775万5,000円につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の補正計上でございます。

4目環境衛生費、補正額85万3,000円、10節需用 費85万3,000円につきましては、町営斎場における 燃料費の補正計上でございます。

6目保健師設置費、補正額1,301万円の減につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。5款労働費、1 項労働諸費、1目労働諸費、補正額79万円につき ましては、人件費の整理でございます。

6 款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員 会費、補正額284万円につきましては、人件費の整 理でございます。

2目農業総務費、補正額1,229万円につきまして は、人件費の整理でございます。 6款農林水産業費、3項水産業費、4目加工センター形成事業費、補正額80万円、10節需用費80万円につきましては、水産加工排水処理施設における光熱水費の補正計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補 正額420万円につきましては、人件費の整理でござ います。

2目商工振興費、補正額865万3,000円、18節負担金補助及び交付金865万3,000円につきましては、余市町中小企業振興事業補助金の補正計上でございます。

3目観光費、補正額300万円の減、18節負担金補助及び交付金300万円の減につきましては、コロナ禍の影響により中止となりました北海ソーラン祭り負担金の減額計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目冬期除 雪対策費、補正額417万4,000円につきましては、 除排雪に係る会計年度任用職員報酬184万7,000円 と時間外勤務手当232万7,000円の補正計上でござ います。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、 補正額257万6,000円の減、1節報酬257万6,000円 の減につきましては、外国語指導助手の退職に伴 う報酬の減額計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、 補正額460万円、10節需用費380万円につきまして は、各小学校における燃料費及び光熱水費の補正 計上でございます。17節備品購入費80万円につき ましては寄附に伴います一般学校用備品の補正計 上でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、3 項中学校費、1目学校管理費、補正額562万円、2 節給料から4節共済費までにつきましては、人件 費の整理でございます。10節需用費470万円につき ましては、各中学校における燃料費及び光熱水費 の補正計上でございます。17節備品購入費60万円 につきましては、寄附に伴います一般学校用備品 の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、2目中央公民館 総務費、補正額79万5,000円、10節需用費79万 5,000円につきましては、中央公民館における光熱 水費の補正計上でございます。

4目図書館費、補正額37万9,000円、10節需用費37万9,000円につきましては、図書館における光熱水費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。 3ページをお開き願います。2、歳入、15款国庫 支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、 補正額3,666万6,000円、4節身体障害者福祉施設 費国庫負担金3,666万6,000円につきましては、歳 出における更生医療給付助成費と障害福祉サービ ス費等給付費の増加に伴う国庫負担金の補正計上 でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費 国庫補助金、補正額3,059万2,000円、1節総務費 国庫補助金3,059万2,000円につきましては、新型 コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 補正計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額50万円、1節小中学校費国庫補助金50万円につきましては、学校 保健特別対策事業費補助金の補正計上でございま す。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額1,833万3,000円、5節身体障害者福祉施設費道負担金1,833万3,000円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、6目商工費道補助金、補正額1,420万円、1節商工費道補助金 1,420万円につきましては、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。18款寄附金、1 項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億9,090万 5,000円、1節総務費寄附金1億9,090万5,000円に つきましては、5,958件の余市町ふるさと応援寄附 金1億9,090万5,000円の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額32万2,000円、1節民 生費寄附金32万2,000円につきましては、社会福祉 寄附金といたしまして明治安田生命保険相互会社 様からの20万9,500円、余市菊花同好会様からの1 万1,890円、・・・・様からの10万円の補正計上で ございます。

5目教育費寄附金、補正額141万円、1節教育費 寄附金141万円につきましては、小中学校備品購入 寄附金といたしましてダイハツ余市中央株式会社 プロファイル様からの140万円と図書館図書購入 寄附金といたしまして村岡千恵子様からの1万円 の補正計上でございます。いずれもご寄附をいた だいた方のご意向に沿った予算措置をさせていた だいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額2億9,800万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金2億9,800万円につきましては、歳出におけるふるさと納税に係る事業経費の増額に伴う繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額 5,496万4,000円、1節繰越金5,496万4,000円につ きましては、必要となる一般財源の補正計上でご ざいます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

O14番(大物 翔君) 予算書5ページの下のほう、福祉灯油のことについて伺いたいのですけれども、今回今までの枠組みを少しだけ広げることができたと。これは、大変いいことだと思うのです。ただ、問題なのは、従前住民税非課税で70歳

以上で独り暮らしの高齢者の部分を夫婦世帯でも いいですよという形にしたのですが、ところが年 齢が結局どちらも70歳を超えていないとこれ対象 にならないのです、今回の枠組みって。どうして そこで線を引いてしまったのかなと。もちろん予 算の兼ね合いもあるのでしょうけれども、例えば お二人住まいで、どちらかの方が73歳、もう一方 の方が65歳だとその家庭は該当しないのです。だ から、考え方としては単身だったものを2人暮ら しでもいいですよとしたことは大変いいことなの だけれども、住んでいる人の年齢合わせて何歳以 上というような考え方もあり得たのではないかな と思うのです。どっちにしろ年齢重ねていけば寒 さはやっぱりこたえてくるわけですから、せっか く広げるのだったら、そういう考え方も持つべき だったのではないかなというふうに思うのです が、どうしてここで区切ってしまったのでしょう。 お願いします。

○福祉課長(中島紀孝君) 14番、大物議員のご 質問にご答弁申し上げます。

年齢の部分でございますけれども、今年度につきましては急激な物価高騰等になっておりますことから、できれば多くの方に助成をいたしたく、対象の拡大の検討等をいたしましたけれども、限られた財源の中で実施するということから、今年度につきましては特に在宅の機会が多い70歳以上で構成される世帯の方に対象を広げて実施をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

O14番(大物 翔君) これに関するお話、私かねてから申し上げていると思うのですけれども、確かに年齢が高くなれば在宅率が上がるだろうなというのは一般的に想像できるのです。ただ、俗に言う高齢者って65歳からなのです。年金が満度にもらえるのも今の決まりだと65歳からと。早もらいすることはできますけれども。だから、そう考えていけば、実はなるべく多くの方にというの

も、お金の兼ね合いもあるのだけれども、今回道 が枠広げてしたからというのもあるし、大部分が 一般会計持ち出しになっているという実態も承知 した上で言っているのですけれども、もう一声か けれたらよかったなと思うのだけれども、なかな かそこにはたどり着けなかったという見解でよろ しいのでしょうか。恐らく今一時的に原油価格は 下がっています。為替もやや円高方向です。ただ、 今世界的に起きているこの物価高というのは典型 的なコストプッシュインフレなものですから、1 年、2年で簡単に収まるレベルのものではないと 私は思っています。インフレ率の増加がピークを 迎えたとしてもそれが下がるわけではないわけだ から、結局物価は上がってしまうのです。と考え ると、場合によってはこれ来年以降も実施という 可能性が今から想定されるのです。そこに向けて 今から検討を重ねていく必要があるのではないか と思うので、改めて伺います。

〇福祉課長(中島紀孝君) 14番、大物議員の再 度のご質問にご答弁申し上げます。

物価高につきましては、来年度以降は現在ではなかなか見えてこない状況でございますけれども、状況に応じまして年齢等の検討も進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

O議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和4年度余市町一般会 計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決され ました。

○議長(中井寿夫君) 日程第10、議案第2号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(樋口正人君) ただいま上程されました議案第2号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第1号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の主な内容といたしまして、歳出におきましては基金条例に基づく積立金の補正計上、令和3年度建設事業費の国庫補助金に対する返還金の補正計上、公債費におきましては下水道事業債の借入れ利率の確定に伴います長期債償還利子の減額補正を行うものでございます。その他といたしまして、人事異動等に伴う人件費の整理、消費税等の確定見込みによる減額、また施設管理費におきましては光熱水費の補正計上を行うものでございます。

なお、補正に伴います財源の不足分につきましては、これを繰越金に求め、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

以下、議案第2号を朗読し、ご説明申し上げま

議案第2号 令和4年度余市町公共下水道特別 会計補正予算(第1号)。

令和4年度余市町の公共下水道特別会計の補正

予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,988万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,118万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、3ページを お開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総 務管理費、1目一般管理費、補正額39万4,000円の 減、2節給料17万9,000円、3節職員手当32万 7,000円、4節共済費10万円の減につきましては、 人事異動等に伴います人件費の補正でございま す。26節公課費80万円の減につきましては、令和 3年度分の消費税及び地方消費税の確定及び令和 4年度における中間納付額の確定見込みによる減 額補正であります。

2目財産管理費、補正額2,065万7,000円、24節 積立金2,065万7,000円につきましては、余市町公 共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上 でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設 事業費、補正額48万1,000円の減、2節給料30万円、 3節職員手当50万円の減、4節共済費30万円の減 につきましては、人事異動等に伴います人件費の 補正でございます。22節償還金利子及び割引料1 万9,000円につきましては、令和3年度の国庫補助 対象経費の確定に伴います国庫補助金返還額の補 正計上を行うものでございます。

2目施設管理費200万円、10節需用費200万円に つきましては、光熱水費についての補正計上でご ざいます。

次のページをお開き願います。上段をご覧願います。3款公債費、1項公債費、2目利子、補正額190万円の減、22節償還金利子及び割引料190万

円の減につきましては、令和3年度の公共下水道 事業債の借入れ利率確定に伴う長期債償還利子の 減額補正をいたしたものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、 2ページをお開き願います。下段をご覧願います。 2、歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、 補正額1,988万2,000円、1節繰越金1,988万 2,000円につきましては、補正に伴います財源を繰 越金に求めるものであります。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定 賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和4年度余市町公共下 水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとお り可決されました。 ○議長(中井寿夫君) 日程第11、議案第3号 令 和4年度余市町水道事業会計補正予算(第3号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第3号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、 収益的支出、営業費用につきまして人事異動及び 人事院勧告に基づく給与改定等による各目人件費 の整理と原水及び浄水費におきまして電気料金の 高騰により動力費の不足が見込まれることから、 1,000万円の増額補正を行うものであります。

また、資本的支出、建設改良費につきましては、 人事院勧告に基づく給与改定等による人件費の整理による減額補正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和4年度余市町水道事業会計補 正予算(第3号)。

第1条 令和4年度余市町水道事業会計の補正 予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億7,850万4,000円、補正予定額727万5,000円、計7億8,577万9,000円。

第 1 項営業費用、既決予定額 6 億9,824万6,000円、補正予定額727万5,000円、計7億552万1,000円。

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入 額が資本的支出額に対し不足する額「2億7,383万 3,000円」を「2億7,366万4,000円」に、当年度分 損益勘定留保資金「4,054万円」を「4,037万 1,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとお り補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額6

億9,286万3,000円、補正予定額16万9,000円の減、 計6億9,269万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億6,997万4,000円、補正予定額16万9,000円の減、計3億6,980万5,000円。

第5条 予算第7条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「1億64万8,000円」を「9,775万4,000円」に改める。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和4年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和4年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額727万5,000円、1項営業費用、補正額727万5,000円、1項営業費用、補正額673万9,000円につきましては、人件費の整理及び電気料金の高騰に伴う動力費の増額補正でございます。

2目配水及び給水費、補正額368万6,000円の減 につきましては、人件費の整理による減額補正で ございます。

3目総係費、補正額422万2,000円につきましては、人件費の整理による増額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1 款資本的支出、補正額16万9,000円の減、1項建設改良費、補正額16万9,000円の減、2目配水設備改良費、補正額16万9,000円の減につきましては、人件費の整理による減額補正でございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説 明を申し上げましたので、よろしく審議の上、ご 決定を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第12、議案第8号 余 市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(増田豊実君) ただいま上程されま した議案第8号 余市町職員給与条例及び余市町 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例案につきまして、その提 案理由を申し上げます。

本町職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じ措置することを基本としており、令和4年8月8日の人事院勧告に基づきまして国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決成立したところであり、本町職員におきましてもこのたびの法律改正に準じまして余市町職員給与条例の一部改正を行おうとするものでございます。

令和4年の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定の主な内容といたしましては、国家公務員の月例給が民間給与を921円下回っていることから、初任給を大卒者程度で3,000円、高卒者程度で4,000円引き上げ、20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定をするものでございます。

次に、期末勤勉手当でございますが、年間支給 月数を0.1月分引き上げ、4.40月とし、引上げ分は 勤勉手当に割り振りすることとし、今年度につき ましては12月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年 度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が 均等になるよう配分すべく改正されたところでご ざいます。

また、会計年度任用職員におきましても職員の 給料表を準用していることから、併せて改正を行 うほか、今後の任用を見据え、地域おこし協力隊 及び地域プロジェクトマネジャーに係る報酬額等 の規定を新たに規定したところでございます。

以上が令和4年度人事院勧告に基づきます国家 公務員の給与改定の概要でございますが、本町職 員に対する給与改定につきましても国に準じ同様 の措置を行うべく余市町職員給与条例及び余市町 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例の一部改正についてご提案申し上げるものでご ざいます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町職員給与 条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例。 (余市町職員給与条例の一部改正)

第1条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町 条例第1号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

この改正は勤勉手当の改正で、直近1年間の民間のボーナス支給実績と公務員の年間の支給月数を比較し、一般職の職員の勤勉手当を0.10月分引き上げるもので、令和4年分については12月期に配分するものでございます。

別表1を次のように改める。

別表1の改正は、令和4年4月1日に遡及適用となる給料引上げの給料表でございます。初任給で3,000円から4,000円、30代半ばまでの職員が在職する号俸について改定となるものでございます。これにつきましては、給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきます。

3枚おめくりください。

第2条 余市町職員給与条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

この改正は今回の勤勉手当の改正で、令和5年 度以降において6月期及び12月期が均等になるよ う配分するための改正でございます。

(余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正)

第3条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

この改正は、職員の給与条例の改正に伴い給与 条例を準用する条項について改正を行うものでご ざいます。

別表を次のように改める。

別表の改正は給料表の改定でございますので、

朗読を省略させていただきます。

2枚おめくりください。

第4条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条を第29条とし、第26条を第28条とし、第 25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加え る。

(地域おこし協力隊の報酬)

第25条 第14条から第23条までの規定にかかわらず、地域おこし協力隊として任用される者の報酬は、月額とし、20万9,000円以上24万7,000円以下とする。

2 前項に規定するもののほか、地域おこし協力隊の報酬の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(地域プロジェクトマネージャーの報酬)

第26条 第14条から第23条までの規定にかかわらず、地域プロジェクトマネージャーとして任用される者の報酬は、月額とし、54万1,000円とする。

2 前項に規定するもののほか、地域プロジェクトマネージャーの報酬の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

こちらにつきましては、今後の任用を見据え、 地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネジャ ーに係る報酬額等について新たに規定したもので ございます。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただ し、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1 日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の余市町職員給 与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の 規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、 改正後の給与条例第21条の規定は、同年12月1日 から適用する。

3 第3条の規定による改正後の余市町会計年 度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以 下「改正後の会計年度給与条例」という。)の規 定は、令和4年10月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

4 令和4年4月1日(以下「適用日」という。) の前日において第1条の規定による改正前の余市 町職員給与条例(以下「改正前の給与条例」とい う。)の給料表に定める職務の級における最高の 号俸を超える給料月額を受けていた職員の適用日 における給料月額及びこれを受ける期間に通算さ れることとなる期間は、町長が定める。

(適用日前の異動者の号俸等の調整)

5 適用日の前に職務の級を異にして異動した 職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日 における号俸又は給料月額及びこれらを受けるこ ととなる期間については、その者が適用日におい て職務の級を異にする異動等をしたものとした場 合との権衡上必要と認められる限度において、町 長の定めるところにより、必要な調整を行うこと ができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の給与条例及び余市町職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和49年余市町規則第11号)の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与及び報酬の内払)

7 改正後の給与条例及び改正後の会計年度給 与条例の規定を適用する場合においては、改正前 の給与条例及び第3条の規定による改正前の余市 町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の規定に基づいて支給された給与及び報酬 は、改正後の給与条例及び改正後の会計年度給与 条例の規定による給与及び報酬の内払とみなす。 (規則への委任)

8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附則第3項につきましては、最低賃金の引上げ も考慮し、会計年度任用職員に係る規定を令和4 年10月1日から適用するものでございます。

以上、議案第8号について提案理由をご説明申 し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜り ますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照 表を添付してございますので、ご高覧賜りますよ うお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

O14番(大物 翔君) 気になりますのが新しく 追加された第25条、第26条なのですけれども、特 に第26条が気になるのですけれども、この月額 54万1,000円というのは一体何を根拠に設定した ものなのかなと。これ年額で計算しますと649万 2,000円になるのです。だから、650万円が何かの 基準で上限になっていて、それ超えないようにと いう設定をしたのかなというふうに推測はするの だけれども、ではその根拠ってどこから来たのだ ということが1つと、あとこの金額を正当化する となると、月額で見た場合うちの役場の部長さん よりも高額報酬もらうことになってしまうので す。うちの職員ってそんなに駄目なのかいと。そ れとも、民間のハイクラスの人間を集めてこよう と思ったら、このぐらい報酬出さないとそもそも 呼べないのだという考え方なのか。さらに言えば、 今までは戦略マネジャーだとか別の分野、国の交 付金だとか使いながらやっていたけれども、どう してこうやって再任用という形でうたい直したの かなということ。もっと言えば、現状機構改革や っていると思いますけれども、結局どういうふう

な形の役場組織をつくっていこうかという全体像がいまだに見えてきていないのです。そんな中で条例だけは改正されていってしまうと。しかも必要経費その他については町長が別に定めると書いてしまっているものだから、事実上白紙委任くれと言っている状態になるのです。全貌も分からない中でそれを簡単によしとするのはいかがなものかとも思うものだから、質問している次第です。答えてください。

○企画政策課長(阿部弘亨君) 14番、大物議員 の質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の地域プロジェクトマネジャーの 月額54万1,000円の根拠ということでございます。 これにつきましては、国の制度がございまして、 地域プロジェクトマネジャーの報償費、これは市 町村1名を上限として、1名につき年間650万円を 上限として特別交付税の措置があるということか ら、この金額に設定したものでございます。

また、その金額についてですけれども、これは 外部人材ということで、職員がこなす仕事という よりもいろいろな地方とか外部ですとか、それを 余市と中間で取り持っていろいろな事業をこなし ていく。余市町もいろいろなプロジェクトがござ いますから、それを円滑にこなしていくという人 材での金額の設定でございます。

〇総務課長(増田豊実君) 14番、大物議員のご 質問に私のほうからご答弁申し上げたいと存じま す。

機構改革の部分等々でございますけれども、その件につきましては、先ほど議案の朗読で申し上げましたとおり、今後を見据えてということでございますので、今後機構改革する場合につきましては所管委員会等々に何らかのお知らせというか、お示しをさせていただきたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

O14番(大物 翔君) ではまず、マネジャーさんの話からなのですけれども、国の基準で650万円

が上限なのだという話だったけれども、結局会計 年度という形で抱えると、別にボーナス発生して しまわないですか。そうすると、650万円超えてし まいませんか。我々でいえば期末手当でしょうけ れどもという疑問が1点と、結局市町村1名まで ですよという規定があって、ではどうして会計年 度という形でわざわざうたい直したのか。もちろ んこれは国がいつまでも制度持っているとは限ら ないから、常に必要なら持ちたいという考え方に 基づいているのだろうなとは推測できるのだけれ ども、結局そうなってくると、どなたが該当する 人なのかはまだ分からないけれども、どうやって その人評価していくのかという問題になってくる と思うのです。何せ私の感覚では、多分特別職に 次ぐ高給取りの方が出現するわけなのです。とな れば、当然いろいろなプロジェクトを円滑にして いくための人材であるということは概念は分かる のだけれども、ではそれをどうやって評価してい くのだと。恐らく産業経済の分野中心に誰か探し ていらっしゃるのだろうなとは思うのだけれど も、とどのつまりは、ではその人がいて、頑張っ て仕事をしてくれた結果、域内GDPがこれだけ 上がりましたという形の評価を最後できなければ 評価のしようがなくなってしまうと思うのです、 せっかく頑張ってくれたとしても。だから、そう なってくると、実はこれの評価ってすごく難しい のではないのかなと思うのだけれども、どう考え ていらっしゃいますかというのが1つと、あと今 総務課のほうから今後を見据えてという話ありま したけれども、結局今後どうしていきたいのかが 分からないから、でも条例だけは今後見据えて変 えますと言ってきていると。こうしたいから、変 えさせてくださいと来るのが普通ではないです か。今後何かやりたいから、今のうちに条例つく っておきますと言われたら、審議、議決する側と しては何をしたいのかが分からないというふうに しか答えようがなくなってしまうのです。だから、

全体像示してくださいというふうに言ったのだけ れども、お答えいただけないでしょうか。

○企画政策課長(阿部弘亨君) 14番、大物議員 の再度の質問についてご答弁申し上げます。

この国の制度については、基本的には報償費等につきましては期末手当等各種手当を含むという形での上限になっていますので、基本的にはこれを捉えて月額で手当も含んで54万円という月額の報酬の金額を設定したものです。

また、2問目のどうして会計年度かという質問ですけれども、これは国の制度で会計年度という制度になってございますので、それに基づいて会計年度としたものでございます。

また、今後の採用といいますか、そういった部分の質問でもございましたけれども、基本的にはプロジェクトマネジャーというのも、今決まったものではないですけれども、これから来年度に向けて採用に向けていきたいというふうに考えているものでございます。地域おこし協力隊につきましては、今も地域おこし協力隊いますけれども、いろいろな委嘱型ですとか雇用型ですとか、これから幅広い地域おこし協力隊を募集していくという上での新たに設けたものでございますので、ご理解お願いいたします。

〇総務課長(増田豊実君) 14番、大物議員の再 度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

今阿部課長から申し上げましたとおり、来年度 以降そういった地域プロジェクトマネジャーの採 用等々もございますので、今回条例の改正の提案 をさせていただいたところでございます。それに 伴います機構改革等がございましたら、その部分 につきましては、先ほど申し上げましたとおり、 所管の委員会等にご報告させていただきたいと存 じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○企画政策課長(阿部弘亨君) すみません。ど のような評価という部分の質問、答弁漏れがござ いました。申し訳ございません。 この地域プロジェクトマネジャーにつきましては、この評価、いろいろなそういったプロジェクトをこなしていく上での人材ということですので、この人材が取り組んだものですとか、その人が行って上げた成果というものが評価になっていくのかなというふうに思ってございます。

O14番(大物 翔君) そうなってくると難しい のが、ちょっとこれは通常の職員採用とはタイプ が違うので、一概に比較はできないのだけれども、 結局報酬額は大きいのだけれども、結果そうして 仕事ぶりがいまいちだったとなる場合もあるし、 この世界だってマイナスがあり得るわけです、場 合によっては。もっと言えば、目覚ましい業績を 上げた場合、この金額でいいのかという問題も逆 に発生してしまうのです。だから今も公務員の世 界の業績連動型報酬って多分つくれないのかなと 思うのだけれども、国がそう定めたからといえば それまでなのだけれども、非常に評価が難しいと 思うし、それを客観的に見て妥当だねという状態 まで例えば持っていこうと思うこと自体がすごく 大変だと思うのです、せっかくいい方を呼び寄せ て、働いてもらおうとしても。だから、そこは今 後より詳細に検討していった上で、行く行くこの 人はこういう活躍をしたから、この金額を与える のにふさわしいのですということを役場が胸張っ て町民に説明できるぐらいの状態をつくってあげ ないと、雇った人も大変な思いすると思うのです。 町も大変な思いすると思うし、そこは大変かもし れないけれども、評価制度ちゃんとつくっていっ ていただきたいというふうに申し上げて、終わり ます。

〇2番(吉田 豊君) 今質問されたここの部分で、この54万1,000円というのはこの条例の中にきちんと書き込んだということは、国から交付税とか特交だとかいろいろもらってくるって言い方悪いかもしれないけれども、それをもらうためにはこういうふうに条例できちんと定めておかないと

満度にもらえない。だから、そういう意味を含んでいるのではないか。違うの。何もないところに国が金ぼんとなんて来ないでしょう。54万円に決めましたと何も余市町が言ったって来ないでしょう。それを完全にもらってくる、交付されてくるということになっても、どこかに規律が必要でしょう。その規律が必要なのが条例とか規則でしょう。ここに定めているのに、そういう意味は含んでいないの。

○財政課長(髙田幸樹君) 2番、吉田議員のご 質問に答弁させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、特別交付税で措置されることになってございます。当然いろいろな費目がございますが、特別交付税の算定基礎となります数値を北海道及び国のほうに提出する際には、当然そういった証拠書類的なもの必要となってくるというふうに考えてよろしいかと思います。それを受けまして、今回条例の中でうたわせていただいたという部分につきましては、当然必要な部分であるというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町職員給与条例及び 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例案は、原案のとお り可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

〇議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

〇議長(中井寿夫君) さきに議会運営委員会の 委員長から報告がありましたように、日程第13、 議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日 程第14、議案第13号 余市町特別職の職員の給与 及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余 市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の 一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とす ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第13ないし日程第14を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(増田豊実君) ただいま一括上程になりました議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の人事院勧告に基づく給与改定におきまし

ては、令和4年度における一般職の12月期に支給されます勤勉手当の支給率を0.10月分引き上げる改正がなされ、次年度以降の措置といたしましても6月期と12月期の勤勉手当が均等となるよう配分改正されたことに伴いまして、一般職同様に議会議員をはじめ、本町の特別職等におきましても令和4年12月期分の期末手当につきまして0.10月分引き上げ、次年度以降における支給率の配分見直しを行うものでございます。

以下、議案を朗読申し上げます。

初めに、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例案を朗読申し上げます。

議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費 用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町議会議員 の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和34年余市町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の 217.5」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4 年12月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する期末手当に関する経 過措置)

2 令和4年12月に支給する期末手当に限り、 改正後の余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償 等に関する条例第6条第2項中「100分の217.5」 とあるのは、「100分の222.5」とする。 続きまして、議案第13号 余市町特別職の職員 の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例 及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する 条例の一部を改正する条例案を朗読し、ご説明申 し上げます。

議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその 支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及 び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開きください。余市町特別職の 職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する 条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関 する条例の一部を改正する条例。

(余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並 びにその支給方法に関する条例(昭和34年余市町 条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の212.5」を「100分の 217.5」に改める。

(余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する 条例の一部改正)

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に 関する条例(昭和45年余市町条例第8号)の一部 を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の212.5」を「100分の 217.5」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4 年12月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する期末手当に関する経

過措置)

2 令和4年12月に支給する期末手当に限り、 第1条の規定による改正後の余市町特別職の職員 の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例 第2条第5項中「100分の217.5」とあるのは、 「100分の222.5」とする。

3 令和4年12月に支給する期末手当に限り、 第2条の規定による改正後の余市町教育長の給与 及び勤務時間等に関する条例第2条第5項中 「100分の217.5」とあるのは、「100分の222.5」 とする。

以上、一括上程されました議案第12号及び議案 第13号につきまして提案理由を申し上げましたの で、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い 申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対 照表を添付してございますので、ご高覧賜りたい と存じます。

〇議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件について、これより質疑を 行います。

〇6番(庄 巖龍君) 特別職の教育長の給与の件なのですけれども、勤務時間、私小学校とかの運動会とかに教育長が出ているのをよく見るのですけれども、そういったのというのはこの中に盛り込まれている……ボランティア的な形で教育長が出ているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○総務課長(増田豊実君) 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

教育長の勤務時間等ということではございますけれども、特に時間外手当があるわけでもございませんので、そこは勤務と認識していただいて構わないのかなと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○6番(庄 巖龍君) よく分かりました。町長

はじめ教育長、非常に公務以外に給料に見えない お仕事されていらっしゃるということで、よく理 解ができました。これからも余市町のためにぜひ 力を傾注していただきたいと思いますので、エー ルを送っております。よろしくお願いします。

〇議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第12号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の 規定により委員会の付託を省略いたしたいと思い ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の 規定により委員会の付託を省略いたしたいと思い ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時20分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第15、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言 を許します。

O14番(大物 翔君) 令和4年第4回定例会に 当たり、さきに通告済みの質問2件についてそれ ぞれ答弁を求めます。よろしくお願いします。

1件目として、町内の除排雪について伺います。 冬の除排雪の問題は、雪国に暮らす私たちにとって切実な課題です。本町には、今から37年前、昭和60年施行の余市町冬を快適にすごす条例があります。この条例は、雪の処理、その担い手が誰であるかを中心に定められたものです。条例の制定以来一度も改正されることはなく、今日に至って おります。したがって、今日の超少子高齢化社会 を強く意識したものとはなっておらず、町の責務 より町民の責務についての規定のほうが多いとい う条文構成となっています。このため、子供、高 齢者、心身に障害を持つ者などへの配慮を強くう たった定めもありません。この条例の縛りを受け る住民からしても高齢化の進展、住民の区会加入 率の低下などもあり、負いたくても責務を負い切 れないといった現状にそぐわない事例が増えてき ているのではないでしょうか。条例が第1条の目 的として定める明るく住みよい健康で文化的な冬 を快適にすごす街をより進めていくために条例の 改正も含めた広範な見直しが求められてきている のではないでしょうか。そこで、条例も含め実際 に町が行っている除排雪業務がこのままでいいの か、よりよい形で改善することはできないかとい う視点に立ち、以下伺いたいと思います。

1つ、この条例を現存させ続ける意義及び条例の見直しを行う考えがあるのかについて。

2つ、道路除排雪の出動を判断する基準や根拠について。

3つ、過去5年間の降雪状況を基に出動基準の 降雪を5センチ引き下げた場合、1回当たり、1 シーズン当たりどの程度の費用増加が想定される のか。

4つ、固定設置型のごみステーションなど公共 性が高い場所でも置き雪による悩みが寄せられて いるが、従来どおり地域任せでよいのか。

5つ、条例第4条にある自らの雪とはどこまで を指すものなのか。

2件目として、公共施設における生理用品の設置について伺います。昨今のコロナ禍などでいわゆる生理の貧困と総称される出来事が注目されました。これは、単に経済的な理由という側面だけではなく、男女共同参画などを考えていく上でも大切な問題ではないでしょうか。昨今この問題に取り組む人たちの中には、「トイレに設置された

トイレットペーパーのように生理用品を」を合い 言葉にしているとも聞きます。私は、そうした社 会認識が当たり前となり、日常的に個々の人々が 準備しておくことと併せて、不測の事態が起きて も対応できる状態をつくっておきたいと考えてい ます。そのために公園、社会福祉施設、社会教育 施設、学校などに生理用品が設置されていくこと が大切だと考えます。その第一歩として町、教育 委員会が管理する各施設での配付体制を整えるべ きと考え、以下伺います。

1つ、町、教育委員会それぞれの公共施設、空間における生理用品配備の考え方について。

2つ、公園、社会福祉施設の設置、配付状況について。

3つ、社会教育施設、学校での設置、配付状況 について。

〇町長(齊藤啓輔君) 14番、大物議員の町内の 除排雪についての質問に答弁します。

1点目の余市町冬を快適にすごす条例の意義並びに見直しに関する質問ですが、昭和60年の施行以来本町も少子高齢化が進んでいますが、その中でも町民の皆様のご理解とご協力がなければ除排雪業務を円滑に進めることができない状況は、条例施行時と何ら変わっておりません。本条例につきましては、町と町民がお互いに手を携えて、秩序ある効率的な雪処理を行うことを目的とした条例でありますので、今後も本条例に沿って除排雪業務を進めていきます。

2点目の道路除排雪の出動に関する質問ですが、除雪につきましては降雪量の観測を行い、車両の通行や歩行の妨げにならない目安として、日降雪量15センチメートルを出動の基準としています。排雪につきましては、降雪や積雪の状況により道路の幅員や路面において除雪作業の条件が著しく低下したり、安全かつ円滑な道路交通の確保が困難になるなど、冬の住民生活の安全確保が困難になると見込まれると判断した場合に実施して

います。

3点目の除雪の出動基準を5センチメートル引き下げた場合の費用増加に関する質問ですが、現在の基準の2倍以上の費用を要するものと想定しています。

4点目の公共性が高い場所への置き雪に関する 質問ですが、ごみステーションの周りなど可能な 限り置き雪をしないよう努めていますが、重機に よる除雪作業には限界がありますので、地域の方 々のご協力も不可欠であると考えています。

5点目の余市町冬を快適にすごす条例第4条の 自らの雪に関する質問ですが、自らの雪とは自ら が管理し、処理すべき雪を示すものであり、降り 積もった雪や屋根からの落雪のほか、道路除雪に よる置き雪に関しても含んでいます。

次に、1点目の町、教育委員会それぞれの公共施設、空間における生理用品配備の考え方についてですが、現在7か所の避難施設に災害備蓄用として配備しているところですが、現時点では常時公共施設等に配備する予定はありません。

2点目の公園、社会福祉施設の設置、配付状況 に関する質問ですが、現在公園、社会福祉施設に ついては生理用品の設置及び配付はしていませ か。

〇教育長(前坂伸也君) 14番、大物議員の生理 用品の設置についてのご質問に答弁申し上げま す。

3点目の社会教育施設、学校での設置、配付状況についてでございますが、社会教育施設には設置、配付をしておりませんが、小中学校においては保健室に設置しており、希望する児童生徒へ配付している状況にございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

O14番(大物 翔君) それでは、除雪の話から やらせていただきたいと思います。

今答弁ありましたとおり、みんなでやらねばこ の問題はどうしても解決できないということは私

も重々認識しております。誰かがやればいいとは 思っていません。みんなでやらなければこの問題 は解決できないのだというわけで、毎日雪投げや っておるわけなのですけれども、いかんせん条例 どおりにこれまでどおりやっていくのだとするな らば、運用のほうで改善をしていくしかないのか なというふうに思っております。まず、降雪、除 雪の基準の話にいきたいのですけれども、正直試 算結果聞いてびっくりしました。費用は大分増え るだろうなとは思っていたのですが、まさか倍以 上とはと。するかどうかは置いておいてなのです けれども、実際に今現行15でやっておるわけなの ですけれども、10に下げてやった場合と今のまま 15でやった場合、効果というものはどの程度変わ ってくるというふうに今考えていらっしゃるの か。お願いします。

〇町長(齊藤啓輔君) 14番、大物議員の質問に 答弁させていただきたいと思います。

5センチ下がることで現在よりも2倍以上、具体的には今だったら1億7,000万円ぐらいなのが10センチに、5センチ下げたら4億2,000万円ぐらいに上がるわけです。それに見合う効果に関しては、人それぞれ主観的なものがありますので、一概にどのくらいの効果があるかというのは言えないのですが、いずれにせよ財政的に倍以上になるということに関してどれだけ効果があるのかというのはそれぞれかと思います。

O14番(大物 翔君) 確かにやれればいいのだけれども、お金の問題もさることながら、この金額をさすがにのみ込むのはちょっとと私も率直に思います。そして、何より心配されるのはやっぱり人手と機械の問題だと思うのです。これ後からも別の角度で申し上げようと思っていたのですけれども、いかんせん担い手さんが、業者さんがちょっと減ってきてしまっている関係もあるかとは思うのです。だから、なかなかこれは簡単にはいかないなとは思っているのです。ただ、一方で道

路について言えばだったのですけれども、ここ 10年ぐらい特にそうなのですけれども、自動車が低層車、要は車高が低くなってきている車がある意味増えているのかなと。SUVみたいな大型のものも当然結構走っているのだけれども、昔みたいなセダンタイプの乗用車とかワンボックスではなくて、軽自動車を保有する方とかも結構いらっしゃるようでして、そうなってくるとタイヤがちっちゃいわけですから、車高も下がると。すると、おなかを擦ってしまうのだという話がやっぱり結構出てはきているのです。かといってこの費用のみ込めますかと言われたら、そう簡単なものではないけれども、そういう問題もある面では出てきているのだということだけちょっと認識、頭の隅に留め置いていただけたらなと思います。

4番目の公共性の高い場所の話と5番目も絡ん でくるのですけれども、いかんせん重機だけでや るにはちょっと限界があると、一生懸命やっては いるのだけれどもと。それはそうだと思うのです。 何とか出勤、通学の時間までに全部終わらせなけ ればならないといってみんな一生懸命やるわけだ から、全て全てまてにというわけにはきっといか ないのだとは思うのです。そうなったときに地域 の人で何とか頑張らなければいけないとなるわけ なのですが、ここで1つ提案があります。本当地 域、地域で千差万別なのですけれども、自分でス コップ持ってきて、近所の方が一生懸命雪をどけ てくれているケースも結構あるのです。中には手 が回らなくなって、雪山の上を登っていって、ご み入れてというふうになってしまっている地域も やっぱりあるのです。そういう地域は、大体高齢 化してしまっていると。もしくは、今は何とかな っているのだけれども、自分が動けなくなったら きっと担い手いなくなってしまうのだよねという 悩みが多く寄せられているのです。かといって、 これを町で全部やるというわけにはいかぬだろう と。すみません、話長くなって。提案なのですけ

れども、区会、もしくはもっと小さい班単位でも いいのですけれども、そういうみんなが使うスペ ースの除雪を助けてあげるために例えば手押し型 の除雪機を買うお金を補助してあげるだとかとい う考え方を持ってもいいのではないのかなという ふうに私は個人的に思うのです。要するに人力で スコップだけでやると、さすがにもう足腰きつい のだよと。ただ、ひょっとしたら機械を入れてや れるのであれば、まだ何とか耐えられるという地 域も出てくるのではないかなと。一遍に全体を解 決することはできないと思うのです。だから本当 にケース・バイ・ケースだし、地域と細かく懇談 重ねながらよりよい方法探っていくしかないのだ けれども、そういう形で地域が自力で除雪を支え るための設備といいましょうか、手段を何とか提 供してあげるということを検討していくのも一つ 手なのではないかなと考えるのですが、どうでし よう。

〇町長(齊藤啓輔君) 14番、大物議員の質問に 答弁させていただきたいと思います。

除雪の話はやはり毎年大きな論点になっている わけでありまして、先ほどの除雪費の関係もそう ですし、ここでの論点はまず現在の除雪費の設計 の単価がやはり国や道よりも町が低い。それによ ってなかなかオペレーターを回すのも困難である というところをまず私も認識していますし、突っ 込んで質問していただいたら、よりいい答弁がで きたのですが、それに関してはやはり業者の方も オペレーターを抱える上では安い単価でやってい たらなかなか回らないので、そこは改善していか なければ全体の除雪計画が崩れていくということ がまずあります。地域は地域でやるということに 関しては、もちろん人力でやるというのもやはり 限界があるから、その点は小型の除雪機をボラン ティア団体とかに貸し出すように、町のほうで購 入して、それを貸して、いきなり使ってといって も危ないから、研修した上で貸し出すというふう

なことはやっています。

O14番(大物 翔君) 貸し出してというお話だ ったのですけれども、貸出しを行う際にちょっと 難儀するのが、機械でございますから、壊れてし まう場合がどうしてもあるわけなのです。そうす ると、機械を直すお金もこちらで持たなければな らなくなってしまうものだから、それはそれで多 分台数抱えることが難しくなるだろうしというふ うに考えたときに地域で自力でやれる体制、何か 昔聞いた……今あるかどうかちょっと分からない のですけれども、宝くじの販売の収益金だとか使 って、そういう除雪機購入してあげてというよう なこともあったやに聞くのです。今やっているか どうか分からないですけれども。結局最近なかな かできていないとは聞くのですけれども、除雪シ ーズン近くなってくると、地域と懇談会持ってい らっしゃると思うのです。あれの頻度をもう少し 雪降らぬうちから上げていってあげて、本当地域、 地域で要望って違うとは思うのですけれども、最 初はいろいろ来ると思うのだけれども、結局お互 いにどうしたらいい方向にいくだろうね、お互い にかっつけ合わないで、どうやったらうまくいく かねということをお互いにやっていかなければな らないと思うのです、この問題。どっちかがやれ ばいいのだとなると、どっちもきっと不幸になっ てしまうと思うのです。だから、やりたいのだけ れども、できないのだという話であれば、ではこ うすれば例えば解決できないでしょうかというよ うな形でうまくお互いに案を出し合って、うまく いった地域が出てくればどんどん事例を紹介して いって、それだったらうちもできるかもしれない、 ちょっと地元で相談してみるわというような形に うまく流れを持っていくことができれば、いい意 味での協働という形を町の中でつくっていけるの ではないかなと。悩みは永遠になくならないにし ても、ちょっとでもお互いの負担を軽くし合って いく、そういう取組をもっともっと私は進めてい ただけたらなと思うのですけれども、いかがでしょう。

〇町長(齊藤啓輔君) 14番、大物議員の質問に 答弁させていただきたいと思います。

除雪に関しては、それぞれの町政懇談会でも質 間とか受けていますし、それぞれの区会ごとに何 かあれば担当が話すようになっているわけです。 この悩みはもちろん条例ができた当時から変わっ ていないわけでありますが、それは北国に住む民 の宿命であって、昔からある程度雪との闘いを覚 悟して住んでもらわなければ、やはり冬は過ごせ ないということです。今後やはり根本的な解決と いうのはなかなか難しいのですが、将来見据えて この問題も解決していかなければならないわけで す。小手先のテクニカルな部分で解決できるとい う時代は、もうとっくに過ぎているのです。例え ば予算も限られた中でどう回していくかに関して は、町をぎゅっと縮めてコンパクトにすることに よって不要な除雪路を、ここは冬の間今年からや りませんというような形で削減していくとか、そ のようなことも今後考えていかなければならない 問題だというふうに思っています。いずれにせよ、 冬との、雪との闘いは雪国に住む我々にとっての 宿命でありますので、どれだけ効率的に雪をやっ ていくかは永遠の課題であるというふうには考え ています。

O14番(大物 翔君) 分かりました。除雪の話はここら辺で済ませたいと思います。

次に、2件目の話に移ってまいりたいのですけれども、防災備蓄品としては町としては持ってはいるけれども、常時使える状態にはしていないのだよというお話でございました。私内閣府さんと厚生労働省さんのページちょっと見に行ってみて、参考にさせていただいていたのですけれども、この問題に関する自治体の取組ということで、内閣府が行った3回目の調査が今年の夏に公表されていたのですけれども、都道府県の割合で見ると

北海道ってこの問題にあんまり取り組んでいない のだなと。前の調査よりは実施したよという率は 上がっていたのですけれども、この問題はそれこ そ本当に性別もそうだし、世代によって認識すご く違う部分あると思うのです。また、教育という サイドで考えても、私は見てのとおり性別は男で す。そういう物事に対する教育ってほとんど受け てきていないのです、実を言うと。そういうこと がやっぱり認識のずれというのをきっと生んでい るだろうなと思っているのです。これは、本当に 時間をかけてみんなの認識を変えていくという作 業になってくるのだろうなと思うわけなのです。 そして、いわゆる生理の貧困という問題のほうで 無償提供ということで期間を区切って実施されて いる自治体とか地域もあるのですけれども、結局 それは企業からの物資提供だったり、寄附だった りという形で一時的に行われているものですか ら、なかなか長期的なものになっていっていない なという。だから、そんなに高価なものでもない のだけれども、いざというときないと困るという ものだと思うのです。だから、本当に必要になっ たときは即提供されますよという状態を時間かけ て整備していって、人の認識をいい形で変えてい くという作業、そのためにまず公共施設から始め てみてはどうだろうかということで、まず町側の ほうに伺います。

〇町長(齊藤啓輔君) 14番、大物議員の質問に 答弁させていただきたいと思います。

この論点は貧困のほうの論点なのか、それとも LGBTQの論点なのかという、どっちか、混在 しているのだと思いますけれども、余市町ももち ろん生理用品、避難所に設置しているということ でありまして、必要に応じて全然配ることはやぶ さかではないですし、困ったらどんどん言ってき ていただきたいと思います。現在のところ、うち の保健師と担当課にも聞いたのですけれども、ど っちの論点に振るかによってちょっと見方変わっ てくるのですけれども、貧困のほうに関しては特 段そういう話合いも聞こえてきていないというの と、あとLGBTQの啓発の観点からというのは 積極的に進めていくというような見方もあるでし ょうが、いずれにせよ配らないということではな いので、必要に応じて窓口とかに言っていただけ たらと思っています。

O14番(大物 翔君) ちょっと言い方がごっち ゃになっていてすみません。どっちかというと貧 困対策というよりは私はLGBTのほう、要は啓 発のほうの話を主にしているつもりで言いたかっ たのです。教育委員会のほうにちょっと伺いたい のですけれども、かつて私が5年生ぐらい、小学 生ぐらいのときにこういうものの取り扱い方につ いてということでクラスの女子生徒だけ別室に呼 ばれていって、男子生徒は自習だよと言われて、 過ごしたと。そして、説明が終わったら女子生徒 が帰ってくるわけです、教室に。そうしたときに 当然男子生徒は何が行われているか分からないわ けです。仲のいい同級生に何があったのと聞いて みたら、ちょっと言いづらそうに、私も随分失礼 なこと聞いてしまったなと今でもそれ思うのです けれども、こういうものなのだよと簡単な説明も らったと。結局それ1回きりなのです、私が学校 の中で体験したことというのは。あとは随分大き くなってから人から聞いたりしていく中で、だん だんそういう部分の知識って覚えていったとい う。ただ、自分自身がそうなるわけではないもの ですから、知識としてしか分からないのです。そ ういうことがやっぱり認識のずれというのを生ん でしまっているのではないのかなというふうに一 つ思うのです。そして、今学校等の設置状況につ いてはという質問をした際に保健室にはあるよ と。言ってくれれば渡しますよという話だなと解 釈するのですけれども、どうして保健の先生に一 言言わないともらえない状態なのでしょうか。

O教育長(前坂伸也君) 14番、大物議員の再度

のご質問にご答弁いたします。

保健室で設置をして、配付をしているということで答弁をさせていただきましたが、児童生徒が、特に養護教諭なのですが、生理を含めた体の悩みを相談するといった場面も設けたいということでございます。非常にデリケートな問題でもございます。そういった中で生理の貧困が可視化されまして、そういった児童生徒の家庭の状況も含めてそういったことを十分に把握する、実態を把握するということで保健室に設置をしているところでございます。

O14番(大物 翔君) トイレに設置しておいて、 必要だったら持っていってくださいという状態に はしてあげれないのでしょうか。

○教育長(前坂伸也君) 今道立学校で試行的に やっているというのは新聞報道で見ております が、まずは高校生と小中学生はやはり対応が違う と思います。そういった部分で丁寧に対応したい と。ただ置くだけではない。やはり衛生上の問題 等々もありますので、そういったことで私ども現 状として今現在保健室に設置するのが最善の方法 だというふうに理解をしております。

O14番(大物 翔君) まず、もし私だったらですけれども、人に知られたくないと思ってしまうのです。特に初めてそういう事態になったら、きっと本人はとってもびっくりすると思うのです。かなり焦ると思うのです。保護者だとか周りの人から前もって教えられていれば、このときが来たのかというような認識になれるのかもしれないけれども、いつ頃そういうことになるかというのはやっぱり本当に個人差がある問題ですから、通常のアプローチだとなかなか推しはかれないものがあると思うのです。そうなってくると、いつそうなってもいようにしておいてあげるという、強要ならここから持っていきなさいという、誰にも知られないよというふうに秘匿性をある程度つくってあげたほうが私はいいのではないのかなと。

その上で分からないことあったらこっそり先生に 相談しに行くだとか、保護者の方に相談をすると いうような形の、要は選択肢を用意してあげる形 にしたほうがよいのではないかなと。選ぶのはあ くまで生徒、児童だよという。より深刻だ、心配 だとなるのであれば、当然大人に相談するでしょ うし、そうでなければすっと多分対応していくで しょうし、そういうのって大切なのではないかな と思うのですが、どうでしょう。

○教育長(前坂伸也君) ただいまいろいろご指摘を受けましたが、私どもとしては繰り返しになりますが、丁寧な対応が必要だというふうに認識をしております。学校によっては保健指導の際にそういったことを周知している学校もございます。いずれにいたしましても、ご質問にもございましたが、児童生徒の心身の影響を考慮して、日常的に相談できる体制、相談しやすい体制を学校側でつくっていくのは大事だと思いますので、そこら辺意を用いて対応したいと考えております。

〇議長(中井寿夫君) 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号8番、土屋議員の発言 を許します。

○8番(土屋美奈子君) 令和4年第4回定例会 におきまして、さきに通告いたしました一般質問 1件を質問いたします。教育長におかれましては、 答弁のほどよろしくお願いをいたします。

件名、余市町立学校における働き方改革について。連合総合生活開発研究所は、平成28年教職員の働き方、労働時間の実態に関する調査研究報告

書の中で小学校では72.9%、中学校では86.9%が 過労死レベルとなる週60時間以上の超勤を行って いるとの勤務実態を明らかにしました。この結果 は、マスコミでも大きく取り上げられ、学校現場 での働き方改革の議論のきっかけとなりました。 文科省は同年、公立小中学校教員の勤務実態調査 を行い、過労死認定の目安としている月80時間超 えの残業に相当する教員が小学校では33.5%、中 学校では57.6%に達すると明らかにし、学校が教 員の長時間勤務に支えられている状況には限界が あるとして、議論が本格化したところです。この ような中で、本町も平成30年6月、余市町立学校 における働き方改革アクション・プランを策定し、 取組を進めてきたところですが、コロナ禍による 現場の業務拡大などもあり、大きな改善には至っ ていないというのが現状ではないでしょうか。現 在は第2次余市町立学校における働き方改革アク ション・プランの折り返し地点でありますが、今 年文科省が働き方改革事例集を見直しし、改訂版 として出したことと教育業務支援員(スクールサ ポートスタッフ) の大幅増額を求める方針が示さ れたことを受けて、質問をいたします。

これまでの取組をどう評価しているのかお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による教育現場 での業務への影響、これに伴うアクションプラン への影響について見解をお伺いいたします。

国の動向について見解をお伺いいたします。

本町のアクションプランには国及び北海道の動向を踏まえた新たな取組の追加や見直しが明記されておりますが、社会全体が急速な転換期となる中で、計画の期間中であっても随時対応していただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。以上、よろしくお願いいたします。

〇教育長(前坂伸也君) 8番、土屋議員の働き 方改革についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目のこれまでの取組の評価についてでござ

いますが、第2次アクションプランの初年度となります令和3年度からの新たな取組としまして、教職員のストレスチェックの実施、ICTの活用促進に伴う業務の効率化に取り組んでいるところであり、アクションプランの主要目標である在校時間の縮減について月45時間以上超過した延べ人数の割合が減少傾向を示すなど一定の成果が得られているものと認識をしております。

2点目の新型コロナウイルス感染症拡大による 影響についてでございますが、教育現場において は教室内の換気や消毒作業などの感染症対策や児 童生徒の健康観察等新たな業務が増えており、具 体的に検証作業は行っておりませんが、アクショ ンプランへの影響は少なからずあるものと考えて おります。

3点目の国の動向についてでございますが、小 学校高学年における教科担任制の推進や支援スタッフの配置支援の拡充、学校向け調査の精選などの取組により学校における働き方改革をこれまで 以上に推進していくものと認識をしております。

4点目の計画期間中の新たな取組の追加や見直 しについてでございますが、今後も国や北海道の 動向、学校における取組状況などを見極めながら 弾力的に対応してまいりたいと考えておりますの で、ご理解を賜りたいと存じます。

○8番(土屋美奈子君) これまでの取組をどう 評価しているかというところから再質問させてい ただきたいというふうに思います。

答弁いただきましたが、一定程度進んできているのではないかなというふうに思います。アクションプランを始めた当初、多分本町の全体像、この把握もなかなかできていなかったのかなというふうに思っています。どれほどの教職員が、学校の先生が超過勤務というか、労働時間が長くなっているのかという把握をするというところから始まったのかなというふうに思っています。それで、昨年からですか、これ教育委員会のホームページ

に超過勤務の状況を公開するようになったのはそ の前からですか。今公開をしておられると思うの です。今答弁いただきましたように、月45時間以 上の超過勤務時間、これが大分減ったということ でございました。ここから聞いていきたいなと思 うのですけれども、しかしながらまだ多いのかな という印象を受けます。45時間以上80時間未満の 超過勤務の職員、先生方というのは多い月で20人 くらいかな。上半期であると28人かな、多い月で。 80時間から100時間を超える超過勤務で見させて いただくと、多い月で3人くらい。中には、100時 間を超える超勤の先生がいらっしゃる。超勤100時 間というのはとても多いのではないかというか、 過労死ラインを完全に超えているということなの ですけれども、ここをまず何とかしていかなけれ ばいけないのではないかというふうに思っている のですけれども、見解を伺います。

〇教育長(前坂伸也君) 8番、土屋議員の再度 のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問いただきました超過時間、若干減少傾向はございます。とはいえ、まだまだ満足できる結果とはなっておりません。はっきり言って、まだ道半ばでございます。今後積極的にアクションプランに掲載されております取組をしっかり取り組んで、働き方改革、推進してまいりたいと考えております。

〇8番(土屋美奈子君) 答弁いただきましたけれども、道半ばであるという答弁でございましたけれども、取りあえずまず喫緊の課題として、100時間を超える先生というのはこれはなくさなければいけないというふうに私は思うのです。超勤時間が、時間外労働の時間が45時間を超えてくるといろいろな健康被害が出てくると。これは、厚労省のほうで言われている。60時間を超えてくると心の病気もそうですけれども、心臓疾患だとか脳疾患になるリスクというのが2倍から3倍になるというふうな、これは各種研究から明らかに

なっている。そして80時間を超えるとこれはもう 労災認定のレベル。今過労死ラインと言われると ころに入ってくるわけですけれども、これが今 100時間を超えている先生が1名いるとすれば、い ない月に関しても思うのだけれども、2人とか1 人とかのところに、これきっと同じ先生に負担が かかっているのではないのかなというふうに思う のです。それでまず、働き方改革なのだけれども、 大枠はやっぱり超勤というか、とても大きく負担 がかかっている現場を改善していかなければいけ ないというところなのだけれども、強く負担のか かっている方たちを何とか改善をするということ を目標に持っていただきたいなというふうに思う のですけれども、どうでしょうか。

○教育長(前坂伸也君) 8番、土屋議員の再度 のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問にありましたとおり、100時間を超える教職員はございます。はっきり申し上げまして、超過勤務が多い先生は教頭先生、管理職が多うございます。そういった中で道教委のほうもこれは問題視しておりまして、教頭先生の事務負担を軽減すべく、今事務職員との事務の分担ができないのかということで各学校いろいろ検討しております。事務職員が余裕あるとは言いませんが、分担することによって激務になっております教頭先生の負担を軽減しようという取組でございまして、今そういった形で勤務時間が多い教職員、これはっきりしておりますので、これは個別に対応しなければならないと考えております。

○8番(土屋美奈子君) よろしくお願いしたい というふうに思います。これまでボーダーライン とされる過労死ラインと言われる月80時間を超え る残業時間、ここがちょっと法改正になって、条 件が緩和されたと。今年ですか、令和4年の6月 くらいには80時間超えなくても状況を見て過労死 と認定されたという事例が、今年初、1件目であ ろうと思うのですけれども、あったのです。だか ら、過労死ラインというのが80ではなくなってき ているというか、全体像を見て健康被害が出ると 捉えられたら、やっぱりそれは過労死認定につな がっていくということになるので、本町の教育行 政全体、業務全体、運営が教職員の無理によって 成り立っているというか、無理をさせないと事が 成り立たない、そこの上に土台があるとすれば、 そして善意だとか使命感だとか献身性、そういっ たものに頼らないと運営できないということにな れば、これは非常によくないというふうに私は思 うのです。こういう状況をつくっていって、先生 方のゆとりがないということは、ひいてはやっぱ り子供たちに跳ね返ってくるし、やる気のある先 生のいろいろなものをそいでしまうというか、や る気だとかマインドだとか、そういったものを崩 してしまうことにもなる。とはいえ、教育長だけ の問題ではないというふうに思っている。地方自 治体では限界があるとは私は思っているのですけ れども、しかしながらできることはいろいろと考 えていただきたいなと。喫緊の部分だけは、今言 ったように、早期にやっていただきたい。教育長 も同じ見解を持っていらっしゃったので、そこの ところはよろしくお願いをしたいなというふうに 思います。

そして、次行かせていただきます。新型コロナウイルスの業務への影響ということで、これもとても現場のお仕事、影響があったのではないかなというふうに思っています。教室の消毒だとか換気だとか授業の途中でなのか、休み時間なのか分かりませんけれども、あと机とか周りの消毒作業とかも大変だったのではないのかな、増えているのではないかなということは察しておりました。その中でアクションプランを進めていくというのは、このアクションプランというのは1個やれば業務が改善されるというものではなくて、細々、細々した業務の積み重ねみたいな計画になってい

るものだから、10分、15分が1日増えるというこ とはこれがちょっと痛いところがあって、そうい う作業が増えたのではないかなというふうに察し ていたのです。これ今後プラン、見直しはしてい ないということでしたけれども、影響はあるとい うことで弾力的にということなのですけれども、 北海道のアクションプラン、これが随分変わった のです。第1期目、最初の本町のアクションプラ ンをつくるときに私はいろいろ要望したのです。 ワーク・ライフ・バランスという言葉が入ってい るけれども、計画にはワークはあるけれども、ラ イフがないよ、だからそこにもっと重点入れてく れとか、いろいろな先進事例なんか言ったのだけ れども、あんまり取り入れてもらえなくて、それ は北海道の計画があるから、それとやっぱり連携 をしていかなければいけないというようなことだ ったと思うのです。それは納得するのです。そう だろうというふうに思って、それは理解をすると ころなのですけれども、そうしたらこの二、三年、 このコロナ禍の何年間の間にアクションプランの 本体自体が、本町は北海道と連携していたはずな のだけれども、国の方針も大分変わったし、北海 道も変わったし、本町の令和3年の2月の改定の 後に道は令和3年の3月に改定をしたのです。本 町のやった後です、今の第2次アクションプラン の後に。そうしたら、方向性が一緒の向きを向い ていないように私は見えるのです。全てが変わっ たわけではない。だけれども、道のアクションプ ランを見ると、コロナ禍の社会情勢の変化、そし てそれを乗り切る子供たちを育てるのだというふ うに大きくかじを切ったように見えるのです。前 文から違う。北海道の初めにというところを見る と、人工知能だとかビッグデータだとか、それで IoTだとかロボティクスだとかSociety5.0時代 が来ますよと。その時代の変化を乗り切る、そう いった子供たちをつくっていく。そのための手法 として教育現場の働き方改革、事務の改革はその ものだというか、学校運営そのものというふうに がらっと変わったのです。本町、見直しは来年度、 来年度までプランの期間が3年あるから、そうだ けれども、そうしたら今向かっているところとい うのは、一歩遅れることになってしまうのです。 見直しをして、だから今いろいろな技術革新なん かが進んで、これから答弁いただいたようにIC Tの活用なんかもしていくときにもその中身を早 くやるかやらないかで子供たちに与える影響とい うのもとても大きなものがあるというふうに思っ ています。ここどうしていかれるのか、見直しは 今しなくても大丈夫なのか、そこら辺再度お聞き したいというふうに思います。

○教育長(前坂伸也君) 8番、土屋議員の再度 のご質問にご答弁を申し上げます。

コロナ禍のアクションプランの位置づけのご質 間だと思います。いろいろご指摘を受けました。 第1次のアクションプランの検証時において、新 型コロナウイルスの感染症拡大によって業務量の 負担増加が懸念されるといった検証はしておりま す。ただ、正直申し上げまして、ご指摘もござい ましたが、第2次のアクションプランにおいては コロナの影響等については明示しておりません。 そういった中で、国や道の動きもございます。私 のほうも承知はしているところでございますが、 まずは検証作業をしっかりして、そういった状況 見極めながらアクションプランの見直しについて は弾力的に対応してまいりたいと考えておりま す。さらに、ICTのお話もございました。この コロナの影響で1人1台端末が国の当初の目標よ り、想定より前倒しになりました。非常にコロナ はピンチでありますが、一挙に整備されたという ことは非常にチャンスでもありますので、今いろ いろご指摘も受けましたが、そういった部分でI CTを十分に活用して子供たちの学力向上、ひい てはこれは教職員の負担軽減にもつながりますの で、しっかりと対応してまいりたいと考えており

ます。

○8番(土屋美奈子君) 分かりました。来年まで計画ありますけれども、本当に弾力的にという言葉どおり、時代に合った対応をしていただきたいなというふうに思います。

ICTの話がありました。1人1台端末になっ たということで、ここをどう活用するかというこ とがやっぱり私はキーになってくるというか、肝 になってくるかなというふうに思っています。本 町の今の現状の計画でいくと、ICTの活用はと ても少ない、文言としては。学校に整備している 校務用パソコン、これを使うとなっている。活字 で起こしているから。これ職員室にあるパソコン ですね、きっと。職員室に各学校に1台あるパソ コンを、校務用パソコンを活用、そうではないの か。先生の持っている端末でもよいという捉えで いいのでしょうか。情報の共有化や業務の効率化 を図るとなっています。これの活用の仕方が、例 えば校務支援システムなんてどこまでいったのか 分からない、何をチョイスしているのか分からな いけれども、それを先生たちの端末で使えるもの なのか。例えば何をどういうふうにICTの活用 をしていくのか、ツールという問題もある。とて も多くの民間会社がいろいろな学校の業務の改善 のためのものを今出している。どこの何を使うか ということもある。使いやすさもある。例えば、 私子供いないけれども、うちの子供がコロナに感 染しましたと。そうしたら、学校に連絡しなけれ ばいけないけれども、このコロナの期間の何年間 というのは職員室に電話がかかってきていたので はないのかなというふうに思うのです。それを例 えば全国の最先端のところでいってしまえば、全 部グーグルドライブなんかを使いながら保護者と の連絡事項を全部そこでやり取り、電話で受けな いのだ。そうしたら、先生が長いこと電話対応に 追われなくて、何十分も短縮になります。そんな ようなサービスをつくっている会社がたくさんあ

って、グーグルもあるし、マイクロソフトもある し、NTTもあるしという中で、そういったもの の整備をしていくのと、そしてそこに一番大事な のは子供たちの情報が外に漏れてほしくないとい うのは当初から言っているのだけれども、セキュ リティーの問題と、そこのルール、全てを学校任 せではなくて、最低限そこら辺のルールづくりと いうものは教育委員会が手をつけていかなければ いけないのではないかと私は思うのです。だから、 そこら辺についての見解をお願いしたいというふ うに思います。

〇教育長(前坂伸也君) 8番、土屋議員の再度 のご質問にご答弁を申し上げます。

ICTのご質問でございます。校務支援システ ムというお話もありましたが、これは従来から私 ども設置をしておりまして、これを有効に使うこ とによって教職員の事務の効率化が図られるとい うことで、まだまだ100%使っておりませんので、 これは継続して使うように学校側のほうに指導を しているところでございます。そういった中で、 1人1台端末というのが整備をされまして、私ど も今試行ではありますが、学習アプリというもの を入れております。そういった中で、当然児童生 徒の学力の向上につながる、これはもう今活用し ていて、手応えを感じております。そういった中 で教員の働き方改革の面でいいますと、授業準備 だとか校務の効率化、このソフトでまたそういっ た部分も担保できるようになっております。あと は、保護者対応、そういった部分も対応できるも のと聞いておりますので、今ご指摘がございます が、そういった学習アプリ、ICTを積極的に活 用するということはお約束をしたいと考えており ます。

O議長(中井寿夫君) 土屋議員の発言が終わりました。

〇議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたい と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明14日は会議規則第8条の規定に基づき、 午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時28分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

 余市町議会議長
 3番
 中
 井
 寿
 夫

 余市町議会議員
 13番
 安
 久
 莊
 中

 余市町議会議員
 14番
 大
 物
 翔

 余市町議会議員
 15番
 中
 谷
 栄
 利